

産業廃棄物管理票交付等状況報告に係るQ & A

【報告制度について】

Q 1 昨年度のマニフェスト交付枚数が1枚だけなのですが、報告は必要ですか。

A 1 必要です。前年度にマニフェストを1枚でも交付した事業者は、報告する必要があります。

Q 2 環境大臣による広域認定制度を利用して産業廃棄物を処理しているため、マニフェストは交付していません。この場合、報告は必要ですか。

A 2 広域認定制度に係る委託によりマニフェストを交付しなかった場合は、本制度に基づく報告は不要です。その他、報告が不要の（マニフェストの交付を要しない）場合として、専ら再生利用のために産業廃棄物（古紙、くず鉄、あきびん類及び古繊維）のみの処理を業として行っている者への委託などが挙げられます。

Q 3 中間処理業者が中間処理した後の産業廃棄物の処理を委託する際に二次マニフェストを交付しますが、このマニフェストについて報告は必要ですか。また、必要な場合、報告方法について教えてください。

A 3 報告は必要です。
二次マニフェストを交付した中間処理業者は、自社が排出事業者となる一次マニフェストと併せて集計し、一つの報告書にまとめて提出してください。
※一次マニフェスト分と二次マニフェスト分を区別して記載する必要はありません。

Q 4 多量排出事業者に係る処理計画及び実施状況報告を毎年提出していますが、マニフェストの交付等状況に関する報告書の提出は不要となりますか。

A 4 どちらも報告が必要です。

Q 5 当社で発生する産業廃棄物については、県内各地の事業場について本社が一括して処理委託契約を締結しています。この場合、本社分と事業場分を合算し、本社が一括して報告することはできますか。

A 5 原則として複数の事業場での交付枚数を一つの事業場に合算することはできません。報告は事業場ごとに行ってください。ただし、建設工事の作業現場など、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が二つ以上ある場合には、これらの事業場を一つにまとめた上で提出します。

【記入方法について】

Q 1 報告者による押印は必要ですか。

A 1 必要ありません。

Q 2 事業場内で複数の業種にまたがる事業を行っている場合、「業種」欄にはどのように記入すればよいですか。

A 2 主たる事業に該当する業種を記入してください。なお業種については、「日本標準産業分類中分類」を参考にしてください。

Q 3 マニフェストに記載された排出量の単位が立方メートル又はトン以外の場合（～台、～本、～枚など）における換算方法を教えてください。

A 3 「ドラム缶1本、一斗缶1個」など、積載した廃棄物の体積が推計できる場合は、その数値に別添換算係数を掛けて値を算出します。

(参考) 1立方メートル(立米) = 1,000 ℓ ドラム缶1本 = 200 ℓ 一斗缶1個 = 18 ℓ

Q 4 「運搬受託者の許可番号」の欄には排出場所、運搬先どちらを管轄する自治体の許可番号を記入すればよいですか。

A 4 運搬受託者は産業廃棄物を積む場所と卸す場所を管轄する両方の自治体で許可を受けておく必要があるが、積む場所を管轄する自治体の許可番号（10桁）をご記入ください。

Q 5 処分場が遠方のため、区間を区切って運搬を委託（積替え保管）しています。この場合、運搬受託者はどのように記入すればよいですか。また、再委託を行った場合はどのように記入すればよいですか。

A 5 次のとおり記入してください。

(1) 積み替え保管の場合

→積み替え保管などにより複数の運搬業者が運搬を行う場合は、区間ごとの運搬業者について全て記入します。積み換え保管の第2区間以降における「産業廃棄物の種類」欄は括弧（ ）（※参考様式 番号7参照）で示し、区間委託であることが分かるようにしてください。

(2) 再委託の場合

→再委託により運搬又は処分を行う場合は、実際に運搬又は処分を行った再受託者を運搬受託者又は処分受託者として記入します。初めに委託契約した運搬又は処分業者は記入不要です。

Q 6 「運搬先の住所」と「処分場所の住所」が同じ場合の書き方を教えてください。

A 6 「処分先の住所」は記入する必要はありません。

Q 7 報告書（様式第三号）だけでは足りない場合はどのようにすればよいですか。

A 7 別紙参考様式に記入します。当該様式には「報告年度」、「事業場の名称」及び「別紙番号」をそれぞれ記入し、元となる報告書とあわせて提出してください。

【提出方法について】

Q 1 複数の事業場がある場合の報告書の提出先を教えてください。

A 1 事業場の所在地を管轄する各保健所に提出します。

複数の事業場がそれぞれ異なった保健所管内に設置されている場合は、事業場ごとに作成した報告書をそれぞれ管轄する保健所に提出してください。

Q 2 建設工事の作業現場等でマニフェストを交付した場合の、提出方法を教えてください。

A 2 建設工事の作業現場など、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない複数の事業場でマニフェストを交付した場合は、愛媛県管轄区域内の事業場を一事業場としてまとめ、主たる事業場を管轄する保健所に提出します。

なお、松山市内にある事業場において交付したマニフェストについては、愛媛県への報告に合算することができませんので御注意ください。

Q 3 提出期限及び提出の方法を教えてください。

A 3 毎年4月1日から6月30日までの間に提出します。

提出部数は1部となります。なお、提出は郵送で構いませんが、期限までに到着するよう、余裕をもって提出するようお願いいたします。

Q 4 添付書類としてマニフェストの写しは必要ですか？

A 4 必要ありません。